

令和7年度「まどんな応援宣言事業所」への出張アドバイザー派遣実施要項

1. 目的

松山市と(公財)松山市男女共同参画推進財団(以下「財団」という。)は、事業所内の男女共同参画推進の機運を高めるため、女性の登用・職域拡大など女性活躍の推進や男性の育休取得促進など、仕事と家庭の両立支援などに取り組むことを宣言した事業所を「まどんな応援宣言事業所」として認証し、各種サポートを行っています。

令和7年度から、主に社会保険労務士の支援を受けていない「まどんな応援宣言事業所」を対象に、無料で社会保険労務士を派遣し、男女共同参画の視点から今後の職場環境の改善や事業計画などについてアドバイスを受けられるよう支援します。

2. 概要

事業所からの申込みに応じて、社会保険労務士を派遣します(8事業所程度、先着順)。

事業所は年度に1回支援を受けることができます(1回の支援は2時間程度の訪問)。

3. 実施方法

- ①事業所は、希望する派遣日時の1か月前までに財団に所定の申込書を提出してください。
- ②財団が社会保険労務士に対し日程調整を行います。
- ③社会保険労務士が事業所を訪問し、男女共同参画の視点から助言を行います。
- ④事業所は、助言を受けた内容等について、2週間以内に所定の実施報告書を作成し、財団に提出してください。
- ⑤財団が社会保険労務士に対し謝礼金を支払います。

4. 対象となる事業所

「まどんな応援宣言事業所」のうち、下記の事業所が対象となります。

- ・顧問の社会保険労務士が存在しない事業所
- ・顧問の社会保険労務士から、男女共同参画の視点で他の社会保険労務士の助言を受けることのできる事業所

5. 留意事項

- ・社会保険労務士を指名することはできません。
- ・社会保険労務士の斡旋を目的とするものではありません。
- ・原則として、1回の訪問の際に相談ができるものとします。規程の作成など業務が継続して発生するものについては依頼できません。

6. 申込み方法

- ・希望する派遣日時の1か月前までに、所定の申込書をメールで提出してください。

*提出先 : (公財)松山市男女共同参画推進財団 「まどんな応援宣言事業所」担当
e-mail event@coms.or.jp

*募集期間 : 通年(随時受付)。ただし、先着順(8事業所程度)となります。